

魚沼市スポーツ少年団本部表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、魚沼市（以下「本市」という。）の青少年スポーツ普及振興に功績顕著な者並びにスポーツ活動を通じて地域社会に貢献した者の榮譽を讃え、本市の青少年の健全育成に資するものとする。

(目的)

第2条 この規程は、魚沼市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）功労者及び登録指導者・団員・単位団表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び区分)

第3条 表彰は、次の区分により行う。

- (1) 功労者表彰 永年にわたりスポーツ少年団の振興に貢献した者
- (2) 指導者表彰 スポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に功績の顕著な者
- (3) 優秀競技者表彰 競技会等において優秀な成績を収めた団員及び単位団
- (4) 団員表彰 常にスポーツ少年団活動を地道に実践し、他の模範となる団員
- (5) その他理事会が表彰すべきものと決定した個人及び団体

(表彰対象者)

第4条 前条に定める表彰候補者は、本部の加盟単位団代表指導者等（以下「指導者等」という。）から本部本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。

- 2 表彰は1回限りとする。ただし優秀競技者表彰については、重複表彰は妨げない。
- 3 本部に加盟している者
- 4 その他本部長が適正と認める者

(表彰推薦基準)

第5条 表彰候補者の推薦は、次の各項目全てに該当すると認めるものについて行う。

- (1) 功労者表彰
 - (ア) 10年以上の活動実績を有し、広く地域または職域において本市のスポーツの振興に貢献した者
 - (イ) 年度の4月1日で40歳以上の者とする。ただし、特別の功績があり会長が適当と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 指導者表彰候補者
スポーツ少年団の指導・育成に貢献し、特に顕著な功績のある登録指導者を表彰する。
- (3) 優秀競技者表彰候補者
中越大会で第3位以内の入賞者、新潟県大会での入賞者、北信越大会もしくは同規模の大会での入賞者、全国大会に出場した者、但し予選等を勝ち抜き出場したものとする。予選がない場合はこの限りでない。
- (4) 団員表彰候補者
スポーツ少年団活動等に積極的に参加し、又日常の団活動・生活態度等が他の模範となる者

(表彰の推薦方法)

第6条 指導者等は、前条の各号に該当する者があるときは、別に定める推薦書を本部長に提出する。

(表彰候補者の決定)

第7条 表彰候補者は、前条の規定により推薦された者について、本会理事会で決定する。

(表彰の回数)

第8条 表彰は、年1回以上行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月27日より施行する。